

職員を募集します

◎ 人事課人事係 ☎ 2119

平成二十五年四月一日採用の大崎市職員を募集します。

■一次試験

九月十六日(日)

■受験申込書の請求先

人事課または各総合支所
事務課で七月二日(月)から配布します。郵送で請求する場合は、百二十円切手を貼った返信用封筒(角型二号)に住所、氏名、郵便番号を記入し同封してください。

■申込

受験申込書(写真貼付)および受験票(五十円切手貼付)に必要事項を記入し提出してください。郵送の場合は、簡易書留郵便などで郵送してください。

■送付先

〒98916188 古川七日町一一 人事課人事係

■受付期間

七月二日(月)から八月十三日(月) 十七時必着

後期高齢者医療制度の保険料が変わります

◎ 税務課国民健康保険税担当 ☎ 5147

後期高齢者医療制度は、主に七十五歳以上の人が被保険者となる高齢者のための医療制度です。財源は被保険者が医療機関で支払う窓口負担額を除いた医療費を国、県、市で合わせて五分、若い世代が四割を負担し、残りの一分を高齢者が負担します。宮城県後期高齢者医療広域連合において、平成二十四年度の保険料率が改定され、均等割額および所得割額について、それぞれ次のように変わります。(下図参照)

■保険料額決定通知書を送付します

保険料を納付書で納める(普通徴収)人には、七月中旬に保険料額決定通知書を送付します。同封されている納付書により、納期ごとに金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。また、口座振替の届出がある人には納付書

は入っていませんので、保険料額と口座振替日を確認してください。年金から差し引きされている(特別徴収)人は、八月上旬に保険料額決定通知書を送付しますので、保険料額を確認してください。

■口座振替による納付

後期高齢者医療保険料は、年金からの差し引きが優先されますが、届出により納付方法を口座振替に変更できます。

■年金からの差し引き(特別徴収)で平成二十三年度に災害減免を受けた人

平成二十三年度に保険料の減免を受け、年金からの差し引きが一時中止となった人は、平成二十四年度の保険料の納付については、三期(九月納入分)までは納付書または口座振替で納めることとなります。十月からは、年金からの差し引きが再開されます。

平成 24 年度 後期高齢者医療保険料 (年額)			
被保険者均等割額		所得割額	
被保険者 1 人当たり	改定前	改定後	(前年中の所得 - 33 万円) × 8.30%
	40,020 円	40,920 円	7.32% → 8.30%

保険料 = 被保険者均等割額 + 所得割額

外国人住民に関する制度が変わります

◎ 市民課住民記録係 ☎ 6079

七月九日から、新しい在留管理制度の導入と住民基本台帳法の改正により、外国人登録制度が廃止されます。中長期に滞在する人や特別永住者は住民基本台帳法の適用となり、住民票が作成されます。

外国人登録原票記載事項証明書から住民票の写しに変わります

日本人と外国人で構成される世帯でも、世帯全員が記載された住民票の写しが発行できるようになります。

付しています。仮住民票は七月九日に住民票となります。他市町村に引っ越しする場合、転出届が必要になります。

■特別永住者

七月九日からは日本人と同様に転出届が必要となり、転入時には転出証明書が必要となります。住所変更をする場合には、在留カードまたは特別永住者証明書が必要です。

■永住者

在留期間の更新などで入国管理局で手続きを行った後、市区町村への届け出は不要になります。また、在留期間の上限の延長や、再入国許可制度の緩和などが行われます。

■それ以外の在留資格

在留期間の更新時、または在留資格の変更時に地方入国管理局で「在留カード」に切り替わります。

地籍調査を行います

◎ 建設課地籍調査係 ☎ 8016

地籍調査は、国土調査法に基づき土地一筆ごとの所有者、地番、地目、境界などを調べるもので、調査費用は市で負担します。

ますのでご注意ください。平成二十四年度調査対象地区

古川清滝字向山の一部、古川清滝字馬渡戸の一部、古川清滝字按沢

現在の正確な測量技術により、土地の境界や面積を明らかにし、大切な土地財産の保全や道路整備などの基礎資料として役立てます。調査実施時に土地の境界が決まらなると筆界未定となり、後日、境界の確認が必要となったときは、自分で測量を行うことになり

なお、調査は道路や水路などから行いますが、皆さんの土地に立ち入る場合もありますので、ご協力をお願いいたします。

水道メーター定期交換

◎ 水道部管理課給水係 ☎ 1111

有効期限が満了となる水道メーターの交換を行います。該当する箇所については事前に通知します。交換作業は、市が委託し

た水道工事指定店が行います。期間 七月下旬〜十月下旬 対象 平成十六年度に市(町)が設置した水道メーター